



# 第102期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月22日(火曜日) 午前10時  
場所 大阪市北区茶屋町19番1号  
梅田芸術劇場 メインホール

## contents

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
招集ご通知添付書類	
事業報告	19
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50
TOPICS〈トピックス〉	55

### 〔新型コロナウイルス感染拡大の予防について〕

感染リスク防止のため、株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる事前行使をお願いいたします。

なお、当日、株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防の徹底をお願いいたします。

今後、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) にてお知らせいたします。

エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社  
(証券コード 8242)

# 株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

第102期定時株主総会を2021年6月22日(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、店舗休業や一部フロアの閉鎖等を行った百貨店事業を中心に大きな影響を受け、連結売上高は大幅な減収となり、連結営業損益、連結経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益ともに損失となりました。配当につきましても、誠に遺憾ながら初めて減配とさせていただきました。また、本年4月25日に3回目の緊急事態宣言が発令され、再び食料品等の生活必需品を除き、店舗の営業を自粛するなど、今後の事態の推移が不透明であることから、現時点において2021年度の業績予想及び新中期計画の公表を延期しております。

このような状況下ではありますが、百貨店ではオンラインとオフラインの融合推進による新しいショッピング体験の提供に取り組んでいくとともに、食品事業でもマーケット対応力を高める一方で、チェーンオペレーション運営力の再構築を図り、また、グループ全体でも固定費を含めたコスト圧縮や資産のスリム化など経営効率化を推進いたします。そして、『「楽しい」「うれしい」「おいしい」の価値創造を通じ、お客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナーとして、地域社会と子どもたちや地球の未来に貢献したい』というビジョンのもと、グループ社員一丸となって競争力と収益力向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒より一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

荒木 直也

## H2Oリテイリンググループの基本理念

「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」を企業の基本理念とし、お客様および株主の皆様をはじめ、お取引先、従業員といったステークホルダーの期待にお応えするとともに、社会全体に対し貢献することが企業としての存在意義であると考えています。

# 株主各位

(証券コード 8242)

2021年5月31日

大阪市北区角田町8番7号

エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社

取締役社長 荒木 直也

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

## 第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、2021年6月21日(月曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**1.日 時** 2021年6月22日(火曜日)午前10時

**2.場 所** 大阪市北区茶屋町19番1号

梅田芸術劇場 **メインホール** ※末尾ご案内図をご参照ください。

### 3.株主総会の目的事項

**報告事項** 1. 第102期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、  
連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件

2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** **第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

**第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容決定の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容決定の件

### 4.招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに記載の事項になります。

◎株主総会前日までに株主総会参考書類並びに事業報告及び連結計算書類、計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

◎株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



### ▶ 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



### ▶ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

行使期限

2021年  
6月21日(月)  
午後6時到着分まで



### ▶ インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトに、URL (<https://evote.tr.mufg.jp/>) の入力またはスマートフォンから議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法によりアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限

2021年  
6月21日(月)  
午後6時まで

## ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## ●議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前の利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎当日代理人によりご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきますので、ご了承ください。

## ●インターネット等による議決権行使のご案内



### スマートフォンから QRコードを読み取る方法

#### ①QRコードを読み取る

スマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙(右下)のログイン用QRコードを読み取る

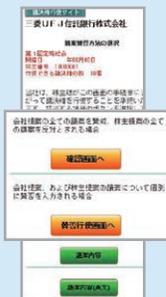


議決権行使書用紙(右下)



#### ②議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ



#### ③各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択し、行使完了

QRコードを読み取る方法による議決権行使は1回に限ります。

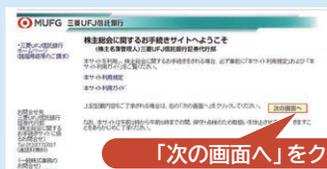
2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」により、ログインしてください。



### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

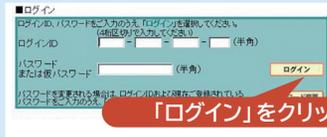
#### ①議決権行使サイトにアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



「次の画面へ」をクリック

#### ②議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

#### ③「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を入力し、行使完了

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担となります。

※議決権行使サイトは、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)  
電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## 議案及び参考事項

### 取締役の指名及び報酬に関する事項

当社は、当社取締役の指名及び報酬の決定にあたり、指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役候補者の指名及び報酬に関する議案につきましては、当社の定めるコーポレートガバナンスに関する基本原則を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討し、取締役会に勧告した後、取締役会にて決定しております。

また、各議案について、監査等委員会において指名・報酬諮問委員会の運営の方法等を確認いたしましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

なお、コーポレートガバナンスに関する基本原則に基づき、取締役候補者の選定基準である「取締役の多様性のバランスの考え方」並びに「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定めております。

### 《ご参考》

#### 「取締役の多様性のバランスの考え方」

当社グループ内出身の者は、グループ経営戦略、財務・会計、コンプライアンスの立案・推進において適切な能力、経験、知見を有し、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材である者ならびに主要子会社の代表者から選任し、社外から招聘する者は、業種にとられない企業経営の経験者、弁護士、当社グループの事業に有益な専門的知識を有する者などから複数を選任し、バランスと多様性を保ちながら、迅速な意思決定ができるよう適切な規模で構成する。なお、監査等委員である取締役については、少なくとも1名は財務・会計の豊富な経験と十分な知見を有する者を選任する。

#### 「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1. 当社および子会社(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注1)、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)である者
2. 当社グループの主要な取引先である者(注2)、またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額(注3)を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5. 当社の主要株主(議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有を含む。)、またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者

7. 当社グループの業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
8. 阪急阪神東宝グループ(当社グループを含む。)の業務執行者
9. 当社グループから一定額(注4)を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記1から9に関して過去5年間(ただし、上記8に関して当社グループの業務執行者については、過去10年間)において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記1から10のいずれか(上記3および4を除き、重要な者(注5)に限る。)に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が1億円または当該取引先の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

注2：「当社グループの主要な取引先である者」とは、①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える者、および②当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注3：「一定額」とは、①当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)について、年間1,000万円、②当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の2%をいう。

注4：「一定額」とは、直近事業年度において、年間1,000万円をいう。

注5：「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

## 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定にあたり、公正かつ透明性を確保するため、任意の諮問委員会として、監査等委員を含む複数の独立社外取締役と社長で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しています。本委員会の本株主総会後の委員構成は、引き続き以下のとおり予定しております。

委員会メンバー	委員長	番 尚 志 (取締役監査等委員、独立社外)
	委員	中 野 健二郎 (取締役監査等委員、独立社外)
	委員	荒 木 直 也 (代表取締役社長)

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	鈴木 篤 すずき あつし	取締役会長 <span>再任</span>
2	荒木 直也 あらき なおや	代表取締役社長 <span>再任</span>
3	林 克弘 はやし かつひろ	代表取締役副社長 <span>再任</span>
4	山口俊比古 やまぐちとしひこ	代表取締役 <span>再任</span>
5	角 和夫 すみ かずお	取締役 <span>再任</span>



再任

所有する当社の株式の数

26,100株

候補者  
番号

1

すずき あつし  
鈴木 篤

(1956年4月5日生)

略歴、地位及び担当

1980年4月	株式会社阪急百貨店入社
2000年10月	同 SC事業部統括部長
2003年4月	株式会社阪急ショッピングセンター開発（現株式会社阪急商業開発） 代表取締役専務執行役員
2006年4月	株式会社阪急百貨店執行役員
2008年10月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2013年4月	同 取締役常務執行役員
2014年3月	当社取締役
2014年4月	当社代表取締役社長
2020年4月	当社取締役会長、取締役会議長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木 篤氏は、当社グループの中核会社である㈱阪急阪神百貨店での経歴に加え、ショッピングセンターの開発業務にも携わるなど幅広い業務経験を有し、当社社長就任中（2014年4月から2020年3月まで）は、イズミヤ㈱との経営統合後の食品事業の構築を推進するほか、監査等委員会設置会社への移行を行うなどガバナンスの強化を図ってまいりました。また、2020年4月以降は当社会長及び取締役会議長として、取締役会の審議の充実等を図るなど、実効性の向上に取り組んでおります。同氏は、当社における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

所有する当社の株式の数

13,400株

候補者  
番号

2

あらき なおや  
荒木 直也

(1957年5月14日生)

#### 略歴、地位及び担当

1981年4月	株式会社阪急百貨店入社
2003年4月	同 郊外店舗開発室長
2004年4月	同 執行役員
2008年10月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2010年6月	同 取締役執行役員
2012年3月	同 代表取締役社長
2012年6月	当社代表取締役
2020年4月	当社代表取締役社長（現任）
2020年4月	株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

荒木直也氏は、入社以来、当社グループの中核会社である㈱阪急阪神百貨店において、主に博多阪急や西宮阪急など新店の開発業務に携わり、同社社長就任中（2012年3月から2020年3月まで）は、阪急うめだ本店をはじめ百貨店事業の収益を大きく改善させるなど同社の事業基盤の構築に大きく貢献しました。2020年4月以降は、当社社長及び㈱阪急阪神百貨店の会長として、コロナ禍において経営環境が大きく変化する中で、新たなグループビジョンを策定し、グループ経営戦略において強力なリーダーシップを発揮していることに加え、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



再任

所有する当社の株式の数

16,900株

候補者  
番号

3

はやし かつひろ  
**林 克弘**

(1958年1月20日生)

略歴、地位及び担当

1982年4月	株式会社阪急百貨店入社
2002年4月	同 広報室長
2005年4月	同 コンプライアンス室長
2009年6月	当社取締役執行役員
2009年6月	株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2012年4月	同 取締役執行役員
2014年4月	当社取締役常務執行役員
2014年4月	株式会社阪急阪神百貨店取締役常務執行役員
2015年4月	当社代表取締役専務執行役員
2015年4月	当社総務・人事室担当（現任）、広報室担当
2015年4月	株式会社阪急阪神百貨店代表取締役専務執行役員
2017年4月	当社代表取締役副社長（現任）
2019年11月	株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

林 克弘氏は、人事、総務、広報など主に経営管理部門における豊富な業務実績と、コンプライアンスの立案・推進における適切な能力、知見を有しているほか、2019年以降は、食品事業の担当及び同事業の経営管理を担う㈱エイチ・ツー・オー食品グループの社長として、イズミヤのGMSの事業モデル転換や食品事業全体の組織体制の再構築など、食品事業の構造改革を主導しております。同氏のその豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



再任

所有する当社の株式の数

5,600株

候補者  
番号

4

やまぐち としひこ  
山口 俊比古

(1963年8月21日生)

#### 略歴、地位及び担当

1986年 4月	株式会社阪急百貨店入社
2009年 4月	株式会社阪急阪神百貨店 川西阪急店長
2011年 4月	同 有楽町阪急販売サービス統括部長
2011年 8月	同 阪急メンズ東京販売サービス統括部長
2012年 4月	同 阪急メンズ東京店長
2014年 4月	同 執行役員
2018年 4月	同 取締役執行役員
2020年 4月	同 代表取締役社長（現任）
2020年 6月	当社代表取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

山口俊比古氏は、入社以来、当社グループの中核会社である(株)阪急阪神百貨店において、主要店舗の店長や店舗企画、マーケティング、営業など幅広い分野において担当を務めた後、2020年4月以降は、同社社長として、コロナ禍において経営環境が大きく変化する中で、百貨店の新しい価値創造やOMO戦略の推進等を主導しております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者  
番号

5

すみ かず お  
角 和夫

(1949年4月19日生)

## 略歴、地位及び担当

1973年4月	阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社
2000年6月	同 取締役
2002年6月	同 常務取締役
2003年6月	同 代表取締役社長
2007年10月	当社取締役（現任）
2017年6月	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO（現任）

## 所有する当社の株式の数

28,700株

## 重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長 グループCEO  
 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長  
 株式会社アシックス 社外取締役

## 取締役候補者とした理由

角 和夫氏は、阪急阪神ホールディングス(株)の会長 グループCEOとしての豊富な経営経験と実績を有し、取締役会においては、経営者としての視点のみならず、阪急阪神東宝グループの経営戦略の観点からも様々な意見、提言等を積極的に行っていることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役（非業務執行）候補者といたしました。

- 注1. 取締役候補者角 和夫氏は、阪急電鉄株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で不動産賃貸借の取引を行っております。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）等の全てを被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を補填することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者になる予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告32頁（7.役員等賠償責任保険契約の内容の概要）にも記載しており、当該保険契約は2021年5月1日に同様の内容で契約を更新しております。
4. 当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、2007年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。
- また、「株式会社阪急百貨店」は、2008年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更いたしました。

## 参考事項

### 第2号議案及び第3号議案に共通する事項

#### ■取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は事業報告33頁から36頁に記載のとおりであります。

#### ■第2号議案及び第3号議案について

2021年3月1日付で施行された改正会社法により、株式報酬型ストックオプション議案に関する決議事項が明確化されたことに伴い、2019年6月20日開催の第100期定時株主総会においてご承認いただきました当社取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容に関して、新たに「新株予約権の取得条項」を加え、改めてご承認をお願いするものであります。

なお、両議案ともに、株式報酬型ストックオプションの報酬額及び内容（「(7)新株予約権の取得条項」を除く）は、第100期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。また、「(7)新株予約権の取得条項」については、現行の株式報酬型ストックオプションのための新株予約権の募集事項に定めている内容と同じものであります。

また、上記に加え、かかる株式報酬型ストックオプションについては、当社のコーポレートガバナンスに関する基本原則に定める取締役等の報酬等の基本方針に沿って付与するものであり、両議案について相当と判断しております。

#### 《ご参考》

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合に当社取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のほか、当社取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を上記対象者に準じ（監査役は監査等委員に準じる）、会社法の規定に基づき、当社取締役会の決議により発行する予定です。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を、基本報酬とは別枠で、年額1億2,900万円以内（うち、社外取締役分は年額900万円以内）とし、そのうち、勤続条件付株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を年額9,300万円以内（うち、社外取締役分は年額900万円以内）、業績連動条件付株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を年額3,600万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、現在、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は選任しておりませんが、将来の選任の可能性も見据え、第100期定時株主総会においてご承認いただきました報酬額と同じ内容でご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を対象となる取締役に付与するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名（うち社外取締役0名）となります。

### ■勤続条件付株式報酬型ストックオプションの内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して勤続条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

#### （1）新株予約権の総数

各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、310個を上限とします。

#### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は31,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。

### (5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当て対象者が、上記(4)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### (7) 新株予約権の取得条項

以下の①乃至⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じるものに限る。)承認の議案

⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

### (8) その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

## ■業績連動条件付株式報酬型ストックオプションの内容

業務執行取締役に対して業績連動条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

### (1) 新株予約権の総数

各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、120個を上限とします。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は12,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。

### (5) 新株予約権の行使の条件

中期計画に掲げる経営指標その他の当社取締役会が予め定める指標について、中期計画の最終年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、上記（4）の期間内において、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失（ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限り）後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### (7) 新株予約権の取得条項

以下の①乃至⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じるものに限る。）承認の議案
- ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

**(8) その他の新株予約権の内容等**

新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

### **第3号議案 監査等委員である取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額及び内容決定の件**

当社の監査等委員である取締役の株式報酬型ストックオプションに関する報酬額を、基本報酬とは別枠で、年額2,250万円以内とさせていただきたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬債権を対象となる取締役に付与するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。なお、当社の監査等委員である取締役は5名です。

#### **■勤続条件付株式報酬型ストックオプションの内容**

監査等委員である取締役に対して勤続条件付株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

**(1) 新株予約権の総数**

各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、75個を上限とします。

**(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。ただし、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うものとします。各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は7,500株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）の新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会にて定めるものとします。

### (5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当て対象者が、上記(4)の期間内において、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会にて定めるものとします。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### (7) 新株予約権の取得条項

以下の①乃至⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じるものに限る。)承認の議案
- ⑦特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

### (8) その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

以上

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 当期の連結業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	739,198	82.4
営業損失(Δ)	Δ4,438	—
経常損失(Δ)	Δ2,907	—
親会社株主に帰属する当期純損失(Δ)	Δ24,791	—

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う二度の緊急事態宣言の発令や外出自粛等により、一部フロア・店舗の閉鎖及び営業時間の短縮等を行った百貨店事業を中心に大きな影響を受け、通期の連結売上高は739,198百万円(前期比82.4%)となりました。

連結営業損失につきましては、構造改革効果や内食需要の高まり等により食品事業では大幅な増益となりましたが、百貨店事業を中心に売上高の減少に伴い粗利益が低下し、販管費削減に取り組みましたが、4,438百万円の損失(前

期営業利益11,171百万円)となりました。また、連結経常損失につきましては、受取配当金を1,418百万円計上しましたが、2,907百万円の損失(前期経常利益11,831百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は、新型コロナウイルス感染症に伴う休業者の人件費に対する雇用調整助成金等の助成金収入2,683百万円などを特別利益に計上する一方で、高槻阪急、神戸阪急等の減損損失14,771百万円や、新型コロナウイルス感染症による損失5,353百万円など特別損失を合計24,172百万円計上したことにより、24,791百万円の損失(前期親会社株主に帰属する当期純損失Δ13,150百万円)となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

## 百貨店事業

### 百貨店事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	347,768	73.5
営業損失(△)	△1,903	—

2020年4月に発令された緊急事態宣言及びそれに伴う行政の要請により、一部店舗の完全休業、阪急・阪神両本店を含む一部店舗における食料品売場のみでの縮小営業を実施し、5月下旬より、お客様と従業員の安全に最大限配慮したうえで、全店での営業を再開しました。

第2四半期以降は、新型コロナウイルス新規感染者数の状況を考慮しつつ、順次、営業時間の変更や催事・販促施策も再開し、新規感染者数が減少傾向にあった時期には、基調回復の兆しが見えたものの、7月の「第2波」、12月の「第3波」とそれに続く緊急事態宣言の再発令など、度重なる感染の再拡大と外出自粛等の影響からオフィスへの通勤者やシニア層、ファミリー層の来店が減少し、都心店の入店客数・売上は低水準にとどまりました。一方、自宅から近距離に立地し、食品の構成比が高い郊外店の売上は比較的堅調に推移しました。

これらの結果、百貨店事業全体では、宣伝装飾費や委託作業費など経費削減に努めましたが、減収、営業損失となりました。



2020年4月の緊急事態宣言期間中の阪急うめだ本店の様子



人気催事のWEB開催などオンラインを活用した取り組みを強化

## 食品事業

### 食品事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	281,116	79.4
営業利益	4,170	—

総菜やベーカリー等を製造する製造子会社は、卸先の休業や即食需要の落ち込みの影響を受けて減収減益となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大・外出自粛に伴う内食需要の高まりを受け、イズミヤ株式会社、株式会社阪急オアシスなど食品スーパーの既存店の売上は順調に推移し、イズミヤ株式会社の非食品事業の会社分割(※)による再編効果も加わって、食品スーパー3社の営業利益は前期に対して7,932百万円の大幅増益となりました。

これらの結果、食品事業全体で、再編の影響

により売上高は減収となりましたが、営業利益は増益となりました。

※2020年4月1日付で、イズミヤ株式会社を食品スーパーの運営を行う会社とし、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に、医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業を株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社しました。なお、前期の食品事業には、旧・イズミヤ株式会社の衣料品・住居関連品販売等食品スーパー部門以外の実績が含まれております。



内食需要の高まりを受け、生鮮商品の売上が好調

## 不動産事業

### 不動産事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	63,262	725.1
営業損失(Δ)	Δ113	—

当期より、イズミヤ株式会社の非食品事業の会社分割(※)に伴い、イズミヤ店舗における衣料品・住居関連品販売及びテナント管理を行う株式会社エイチ・ツー・オー商業開発の

実績が反映されましたが、ショッピングセンターの運営を行う株式会社阪急商業開発では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、運営する商業施設の休業及び営業時間短縮、テナントの家賃減額などにより営業損失となるなど、不動産事業全体では増収、営業損失となりました。

## その他事業

### その他事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	47,051	76.9
営業損失(△)	△2,690	—

個別宅配事業を行う株式会社阪急キッチンエール関西では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い会員数が増加し、稼働率も向上した結果、売上高は前期比139.6%と伸長しました。しかしながら、ビジネスホテル「アワーズイン阪急」を経営する株式会社大井開発では、観光客及び出張利用の激減に伴い、大幅な減収により営業損失となるとともに、持株会社である当社においては、子会社からの受取配当金が減少したことなどにより、その他事業全体では減収、営業損失となりました。



日常の食料品からデパ地下の商品まで豊富な品揃えの「阪急キッチンエール」カタログ

### 事業別セグメントの業績及び連結業績

	百貨店事業	食品事業	不動産事業	その他事業	調整額	連結
売上高	347,768	281,116	63,262	47,051	—	<b>739,198</b>
営業利益 又は損失(△)	△1,903	4,170	△113	△2,690	△3,901	<b>△4,438</b>

(単位：百万円)

## (2) 設備投資の状況

当期に実施しました企業集団の設備投資の総額は22,699百万円で、その主なものは、百貨店事業における阪神梅田本店建て替え工事、阪急うめだ本店改装工事、食品事業におけるイズミヤ及び阪急オアシス既存店売場改装・新規出店工事などであります。

## (3) 資金調達の状況

当期において、短期及び長期借入金の返済や、設備資金及び売上減少に伴う固定的な運転資金等への充当を目的として長期借入70,000百万円による資金調達を実施いたしました。なお、資金需要に機動的に対応するため、総額90,000百万円に及ぶ主要取引銀行とのコミットメント契約及び特殊当座貸越契約を含め十分な手元流動性を確保しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2020年4月1日付で、イズミヤ株式会社を食品スーパーの運営を行う会社とし、その他の事業については、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に、医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業を株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社しました。なお、当社は、同日付で株式会社CFIZの発行済株式数の51%にあたる1,020株を株式会社ココカラファインへ譲渡しました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、「楽しい」「うれしい」「おいしい」の価値創造を通じお客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナーとして、地域社会と子どもたちや地球の未来に貢献したいという新たなビジョンを打ち出し、グループ全体の競争力を高めてまいります。また、今後は地域顧客のマインドシェアNo.1を目指した「地域との絆づくり」を柱に、時代要請を受けて「脱炭素」「脱プラスチック」「フードロス」「ダイバーシティ」への取り組みを強化し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

「百貨店事業」では、価値創造とオンライン・オフライン融合推進により『お客様の暮らしを楽しく 心を豊かに 未来を元気にする 楽しさNo.1百貨店』を目指してまいります。グループのハブ拠点である阪急本店と2021年秋に建て替えオープンを迎える阪神梅田本店を中心に、リアル店舗を軸にした価値創造とオンラインを活用した顧客コミュニケーション強化により、新しいショッピング体験の提供と事業モデル開発に取り組みます。また、2021年4月に開業した商業施設・寧波阪急(中華人民共和国浙江省寧波市)を成長軌道に乗せるため、特に阪急本店と商材、サービス、情報などの連携により、富裕層・アッパークラス層への営業活動を強化すると同時に、2021年秋の阪神梅田本店のグランドオープン、2022年度以降の神戸阪急・高槻阪

急のリモデルにも取り組んでまいります。また、損益分岐点引下げのため、コスト構造改革を継続して進めてまいります。

「食品事業」では、営業利益拡大を目指し、主力の食品スーパーの更なる競争力強化と収益向上に取り組んでまいります。前年度から取り組んでいるイズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシス両社の食品スーパーの運営機能統合をさらに推し進め、マーケット対応力を高めた事業モデルの構築とチェーンオペレーション運営力の再構築、製造と販売の一元的運営による営業力の強化を加速してまいります。また、最先端の技術を搭載した次世代型「画像認識AIカート」の店舗での実証実験を本格的に開始するなど、デジタル技術を活用したスマートショッピングと運営効率化の取り組みも推進いたします。

「商業施設事業(2021年4月1日付で不動産事業から名称変更)」では、2020年4月にイズミヤ株式会社より分割した株式会社エイチ・ツー・オー商業開発(イズミヤSC)における直営事業縮小とSC化推進により収益力を高めるとともに、「地域との絆」を深める活動を推進し、顧客マインドシェア向上を図ってまいります。また、ビジネスホテルを運営する株式会社大井開発では、ITの活用によるローコスト運営化と法人営業強化により、アフターコロナを見据えた収益力向上に努めます。

さらに、関西エリアにおいて多彩な顧客接点を持つ特性を活かし、ITデジタルを活用した新たな顧客サービス事業の開発に取り組み、リアル店舗との相乗効果を高める新しいビジネス領域にグループの視点から挑戦してまいります。

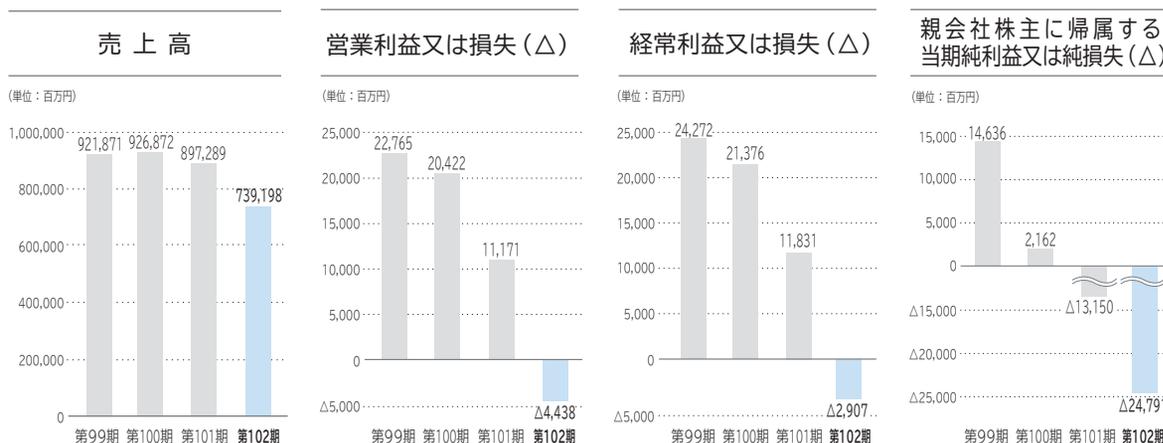
一方、2020年から引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会環境・経済環境を急激に変化させ、当社グループはいまだかつて経験したことのない状況に直面しております。各事業においては、政府・自治体の要請を踏まえて適宜事業展開を図り、お客様と従業員の安全と健康を優先した営業を行ってまいります。さらに、この状況に対応して、固定費も含めたコストの圧縮や投資計画の見直し、資産のスリム化など引き続き経営効率化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、ご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## (6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第99期 ( 2017年4月 ～2018年3月 )	第100期 ( 2018年4月 ～2019年3月 )	第101期 ( 2019年4月 ～2020年3月 )	第102期(当期) ( 2020年4月 ～2021年3月 )
売 上 高 (百万円)	921,871	926,872	897,289	739,198
営業利益又は損失(△) (百万円)	22,765	20,422	11,171	△4,438
経常利益又は損失(△) (百万円)	24,272	21,376	11,831	△2,907
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△) (百万円)	14,636	2,162	△13,150	△24,791
1株当たり当期純利益 又は純損失(△) (円)	118.54	17.50	△106.38	△200.45
総 資 産 (百万円)	659,582	663,335	586,904	625,945
純 資 産 (百万円)	280,807	279,603	244,634	229,277

- 注1. 第101期(2019年4月～2020年3月)において、第4四半期に新型コロナウイルス感染症の拡大により、百貨店など一部店舗で営業時間の短縮や一部営業を自粛しました。また、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの店舗等の減損損失や、イズミヤ株式会社の事業モデル転換に伴う早期退職の実施等による事業構造改革費用など、特別損失を合計22,875百万円計上しました。
2. 第100期(2018年4月～2019年3月)において、商業施設セルシー及びイズミヤ株式会社の店舗建て替え・閉鎖等に伴う店舗等閉鎖損失や、不採算店舗の減損損失など特別損失を合計14,221百万円計上しました。
3. 2017年10月1日付でそごう神戸店(現・神戸阪急)及び西武高槻店(現・高槻阪急)に関する事業を承継いたしました。
4. 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



## (7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社阪急阪神百貨店	200	100.0	百貨店
株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ	100	100.0	食品事業の経営企画・管理
イズミヤ株式会社	100	100.0	食品スーパー
株式会社阪急オアシス	100	100.0	食品スーパー
株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント	100	100.0	不動産の管理・開発
株式会社阪急商業開発	50	100.0	不動産賃貸
株式会社大井開発	100	100.0	ホテル

注1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

- イズミヤ株式会社は、「(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況」に記載のとおり、2020年4月1日付で、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に、医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業を株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社しました。
- 株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントは、「(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項②」に記載のとおり、2021年4月1日付で、株式会社阪急阪神百貨店との吸収合併により解散しました。

## (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業別セグメント	事業内容
百貨店事業	百貨店
食品事業	食品スーパー、食料品の製造・加工
不動産事業	ショッピングセンター・総合スーパーの開発・運営・管理、不動産の賃貸・管理、駐車場の保守管理
その他事業	ホテルの経営、店舗工事の請負、会員制個別宅配、人材派遣、クレジットカード事業

## (9) 主要な事業所及び店舗等 (2021年3月31日現在)

① 当社の事業所 本社(大阪市北区)

### ② 子会社の主要な店舗等

会社名	主要な店舗等
株式会社阪急阪神百貨店	阪急百貨店 12店舗 阪急本店(大阪市北区) その他支店 11店舗(大阪府・兵庫県・福岡県・東京都・神奈川県)
	阪神百貨店 4店舗 阪神梅田本店(大阪市北区) その他支店 3店舗(兵庫県)
イズミヤ株式会社	イズミヤ、デイリーカーナート 74店舗(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県)
株式会社阪急オアシス	阪急オアシス 77店舗(大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県)
株式会社阪急商業開発	モザイクボックス(兵庫県) 洛北阪急スクエア、京都アバンティ(京都府) モザイクモール港北(神奈川県)
株式会社大井開発	阪急大井町ガーデン・アワーズイン阪急(東京都)

## (10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業別セグメント	従業員数(名)	前期末比増減(名)
百貨店事業	4,185 (907)	△10 (△42)
食品事業	2,621 (10,136)	△778 (△424)
不動産事業	695 (1,497)	347 (588)
その他事業	1,482 (2,421)	△146 (△452)
合計	<b>8,983 (14,961)</b>	<b>△587 (△330)</b>

注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 上記従業員数の( )内は、臨時雇用者数の年間平均人員数を示しております。

3. 2020年4月1日付で、イズミヤ株式会社は、「(4)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況」に記載のとおり、イズミヤ株式会社、株式会社エイチ・ツー・オー商業開発及び株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社したことにより、イズミヤの店舗運営及び衣料品等の販売事業にかかる従業員は不動産事業に統合しております。

## (11) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	45,500
農林中央金庫	21,500
株式会社三井住友銀行	20,000
株式会社りそな銀行	11,700
株式会社京都銀行	11,000
信金中央金庫	11,000
株式会社池田泉州銀行	10,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、株式会社阪急阪神百貨店が運営する百貨店の各店舗では、2020年3月上旬より、営業時間の短縮を開始し、同年4月7日に政府より発令された緊急事態宣言を受け、同年4月8日からは阪急メンズ大阪、阪急メンズ東京及び三田阪急を全館休業し、阪急うめだ本店、阪神梅田本店及びその他の支店においては、ファッションを中心に一部フロアを閉鎖し、営業時間を短縮したうえで食料品売場のみ営業を行うなど、状況に応じた対応を行い、同年5月30日から全店で営業を再開いたしました。なお、営業再開後も新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、百貨店、食品スーパー、商業施設など一部店舗・売場において、適宜営業時間の短縮や一部フロアの閉鎖等による対応を行っております。
- ②迅速に経営の効率化を実現していくため、2021年4月1日付で食品事業及び商業施設事業の再編を以下のとおり実施しました。

### ・食品事業

食品事業全体の事業体制見直しの一環として、株式会社エイチ・ツー・オー食品グループの保有する子会社株式を吸収分割により当社が承継し、中間持株会社体制を解消しました。

また、当社グループにおいてパンの製造・販売等の事業を行っている株式会社阪急ベーカリー、株式会社阪急B&Cプランニング及び株式会社阪急フレZZの3社を、グループ内の食品スーパーとの関係性の強化及びSPA機能の再構築を図るため、株式会社阪急ベーカリーを存続会社とする吸収合併により統合しました。

#### ・商業施設事業

資産の効率化及び管理の合理化を図るため、百貨店及びイズミヤの店舗に関する不動産等を所有する株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントは、同社が保有するイズミヤに関する資産を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に吸収分割により承継したうえで、同日付で、株式会社阪急阪神百貨店を吸収合併存続会社とする吸収合併を行いました。

③経営資源の有効活用による資産の効率化と財務体質の強化を図るため、以下のとおり政策保有株式の縮減を進めております。

・当社が保有する東宝株式会社の普通株式の一部(1,366,428株)に関して、東宝株式会社による自己株式の公開買付けに応募しました。なお、当社の応募株式の全部の買付けが行われた場合、譲渡日の属する第103期の連結損益計算書において、譲渡益(約45億円)を特別利益として計上する見込みです。

## 2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

150,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

125,201,396株(うち自己株式 1,469,808株)

### (3) 株主数

52,070名

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
阪神電気鉄道株式会社	14,749	11.92
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,336	8.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,291	5.89
株式会社高島屋	6,259	5.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,256	3.44
イズミヤ共和会	2,824	2.28
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15. 315 PCT NON TREATY ACCOUNT	1,855	1.50
H2Oリテイリンググループ従業員持株会	1,785	1.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,438	1.16
株式会社三菱UFJ銀行	1,365	1.10

注. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況(2021年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木 篤	取締役会長 取締役会議長	
荒木 直也	代表取締役社長 IT推進室担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長
林 克弘	代表取締役副社長 食品事業担当 総務室・人事室担当	株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長
山口 俊比古	代表取締役 百貨店事業担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長
角 和夫	取締役	阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長 グループCEO 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社アシックス 社外取締役
小西 敏允	取締役常勤監査等委員	株式会社阪急阪神百貨店 監査役
番 尚志	取締役監査等委員	
中野 健二郎	取締役監査等委員	京阪神ビルディング株式会社 取締役会長 丸一鋼管株式会社 社外取締役
石原 真弓	取締役監査等委員	弁護士 森下仁丹株式会社 社外取締役(監査等委員) モリト株式会社 社外取締役 オーエス株式会社 社外取締役(監査等委員)
関口 暢子	取締役監査等委員	株式会社ガスキン 社外取締役

- 注1. 取締役監査等委員番 尚志、中野健二郎、石原真弓、関口暢子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は東京証券取引所に対し、番 尚志、中野健二郎、石原真弓、関口暢子の各氏を独立役員として届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査の実効性を確保するため、小西敏允氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役常勤監査等委員小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
取締役監査等委員関口暢子氏は、複数の事業会社で財務・経理業務に携わった後、(株)カプコンにおいて経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の役員の異動
- ・退任  
第101期定時株主総会(2020年6月23日開催)の終結をもって、取締役森 忠嗣氏は任期満了により退任いたしました。

## 6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役監査等委員 尚志、中野健二郎、石原真弓、関口暢子の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

## 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要等は以下のとおりです。

## ①被保険者の範囲

当社及び当社グループの全ての取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員

## ②当該契約の内容の概要

## 1) 被保険者の実質的な保険等負担割合

当社の被保険者（当社取締役（監査等委員を含む）及び執行役員）の保険料は特約部分も含め当社が全額を負担しております。

## 2) 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

## 3) 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

2) 記載の免責事由に加え、当該契約に免責額を定めており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

<ご参考> 2021年4月1日現在の役員の状況

氏名	地位及び担当	
鈴木 篤	取締役会長	取締役会議長、海外事業推進室担当
荒木 直也	代表取締役社長	
林 克弘	代表取締役副社長	食品事業担当、総務室・人事室担当
山口 俊比古	代表取締役	百貨店事業担当
角 和夫	取締役	
小西 敏允	取締役常勤監査等委員	
番 尚志	取締役監査等委員	
中野 健二郎	取締役監査等委員	
石原 真弓	取締役監査等委員	
関口 暢子	取締役監査等委員	
黒松 弘育	常務執行役員	商業施設事業担当、開発室長
宇野 賢次	執行役員	事業推進室長
今井 康博	執行役員	海外事業推進室海外事業推進担当
渡邊 学	執行役員	経営企画室長、財務室担当
柏原 秀紀	執行役員	人事室長
小山 徹	執行役員	IT・デジタル推進室長

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### 1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という)を決議しました。

#### 2) 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬は、コーポレートガバナンスに関する基本原則に定める取締役等の報酬等に関する考え方を基に、以下の基本方針を踏まえ、月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、勤続条件付株式報酬型ストックオプション及び業績連動条件付株式報酬型ストックオプションから構成する報酬体系とし、求められる職務に応じてこれらを組み合わせるものとします。

#### [基本方針]

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・業務を執行する取締役・執行役員の中期計画の目標達成の動機付けとなること
- ・当社グループのミッション達成と持続的成長の実現に適う人材の確保につながること
- ・株主との意識の共有や株主重視の意識を高めるものであること

#### [報酬の種別、支給時期及び対象者]

		支給時期	業務執行取締役等	非業務執行取締役
株式報酬	業績連動条件付株式報酬型 ストックオプション	年1回 (7月)	○	—
	勤続条件付株式報酬型 ストックオプション	年1回 (7月)	○	○
金銭報酬	賞与(業績連動報酬)	年1回 (6月)	○	—
	基本報酬(固定報酬)	毎月	○	○

※業務執行取締役及び執行役員を「業務執行取締役等」、社外取締役及び監査等委員である取締役など業務執行取締役等以外の取締役を「非業務執行取締役」といいます。

#### 【取締役等の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針】

業務執行取締役等の報酬構成は、固定報酬である基本報酬を約50%、業績及び株価に連動する報酬である年次賞与及び株式関連報酬で約50%を目安とします。

## 【個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針】

### <基本報酬>

基本報酬については、それぞれの職責、役位に応じた報酬設定とし、業務執行取締役等については、連結営業利益額のステージに応じた報酬テーブルを基礎にし、毎年4月に前事業年度の評価に応じて改定します。なお、非業務執行取締役については、それぞれの役割に応じて設定した報酬を支給するものとします。

### <賞与>

賞与については、1事業年度の連結業績に応じた報酬として、連結営業利益額のステージに応じた報酬テーブルを基礎にし、役位、評価に応じて決定します。また、親会社株主に帰属する当期純利益等も勘案するものとします。なお、毎年、株主総会において、取締役の賞与総額の承認を得るものとします。連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、単年度業績の目標指標であるため、業績連動報酬の指標として選択しています。

### <株式報酬型ストックオプション>

次の2種類の株式報酬型ストックオプションとします。

#### ・勤続条件付株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当て対象者が、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失（ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る）後より行使できる新株予約権を、業務執行取締役等及び非業務執行取締役に対して、役位に応じて毎年付与します。

#### ・業績連動条件付株式報酬型ストックオプション

中期計画に掲げる経営指標その他の当社取締役会が予め定める指標（連結売上高、各段階利益、ROE、ROIC等）について、中期計画の最終年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失（ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る）後より行使できる新株予約権を、業務執行取締役等に対して、役位に応じて毎年付与します。

## 【個人別の報酬等の内容についての決定の方法】

取締役等の報酬につきましては、指名・報酬諮問委員会の検討を経て、取締役会が株主総会に提出する議案の内容及び個人別の報酬額を定めるものとします。ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって定めるものとします。

### 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬諮問委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりであります。

1) 基本報酬の総額は、第97期定時株主総会(2016年6月22日開催)において、監査等委員である取締役を除く取締役は年額3億円以内(うち、社外取締役分は5,000万円以内)、監査等委員である取締役は年額9,000万円以内と決議いただいております。なお、第97期定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役は1名)、監査等委員である取締役の員数は4名です。

2) 賞与は、株主総会において毎回決議しております。

3) 株式報酬型ストックオプションは、第100期定時株主総会(2019年6月20日開催)において、上記1)の年額報酬額とは別枠で、以下のとおり決議いただいております。

#### ・ 監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬額の総額

年額1億2,900万円以内(うち社外取締役分は900万円以内)と決議いただいております。そのうち、勤続条件付株式報酬型ストックオプションは年額9,300万円以内(うち社外取締役分は900万円以内)、業績連動条件付株式報酬型ストックオプションは年額3,600万円以内です。なお、第100期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役を除く取締役の員数は6名(うち社外取締役は1名)です。

#### ・ 監査等委員である取締役に対する報酬額の総額

年額2,250万円以内と決議いただいております。なお、第100期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

### ③ 当期に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本 報酬	業績連動 報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬型 ストックオプション)
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	6 (-)	137 (-)	126 (-)	- (-)	10 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5 (4)	61 (34)	58 (33)	- (-)	2 (1)
合 計 (うち社外取締役)	11 (4)	198 (34)	185 (33)	- (-)	13 (1)

#### 注1. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬である賞与は、1事業年度の連結業績に応じた報酬として、連結営業利益額を業績指標として選定し、役員、評価及び親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案するものとしております。なお、2020年10月30日開催の取締役会において、当期末時の取締役に対する賞与の支給に関して、第102期定時株主総会に議案を上程しないことを決議しました。

#### 2. 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションを付与しております。当該株式報酬型ストックオプションは、監査等委員を含むすべての取締役を対象とする勤続条件付株式報酬型ストックオプションと、業務執行取締役を対象とする業績連動条件付株式報酬型ストックオプションの2種であり、その内容及び交付状況は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。なお、業績連動条件付株式報酬型ストックオプション(2019年7月及び2020年7月割当て分)の業績連動指標は以下のとおりとし、2021年度の業績結果により判定します。また、連結経常利益は利益目標指標の1つであり、また連結ROICは資本効率性の指標であることから、この2指標を選択しております。

指 標	2021年度目標数値	ウエイト
①連結経常利益	250億円	50%
②連結ROIC	4.0%	50%

なお、2020年10月30日開催の取締役会において、中期計画「GP10-II フェーズ2(2019-2021年度)」を取り下げること決議したことにより、業績連動条件付株式報酬型ストックオプションの費用を全額取り崩したため、「③当期に係る取締役の報酬等の額」表内に記載の非金銭報酬等の額は、勤続条件付株式報酬型ストックオプションの金額のみとなります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりです。また、兼職先と当社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

#### ② 特定関係事業者との関係

記載すべき事項はございません。

#### ③ 社外役員の当期における主な活動状況等

区分	氏名	当期における主な活動状況
取締役 監査等委員	番 尚 志	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、事業会社の社長・会長経験者としての豊富な経営経験を踏まえて、各事業の経営課題や子会社管理をはじめとした持株会社としての在り方など幅広い視点から問題提起を行い、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取締役 監査等委員	中 野 健二郎	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、金融機関の経営者としての豊富な経営経験を踏まえて、持株会社や各事業の経営戦略、ファイナンス並びに事業再編後の経営管理等に関して問題提起を行うなど、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務め、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取締役 監査等委員	石 原 真 弓	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、弁護士としての知識及び経験から、事業における法的リスクやガバナンス、コンプライアンスに関して発言を行うだけでなく、消費者としての視点やダイバーシティの観点等から問題提起を行うなど、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
取締役 監査等委員	関 口 暢 子	取締役就任以降、当期開催の取締役会(書面決議を除く)9回及び監査等委員会9回の全てに出席し、事業会社やコンサルタント業務における経験から、特に、人事及びIT戦略などに関する課題等に対して問題提起を行うなど適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行うとともに、当社財務室や経営企画室など執行部門からの業務報告の場にも出席しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	210百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

当社では、業務の適正を確保するための体制について適宜見直しを行っております。当期におきましては、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント体制の見直しを行いました。

#### 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### 【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各事業に責任者を置き、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

##### 【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

##### 【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

## 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

## 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### 【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各事業において、事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

## 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

## 5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

- 6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

- 7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

- 8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

## ② 当期における運用状況の概要

- 1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H<sub>2</sub>Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。

多様な働き方や効率的な業務の実現に向け、モバイル端末の導入等を進めてきましたが、当期におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電子決裁や社内コミュニケーションポータル等を導入するなど、このような状況下においても、業務継続や情報共有ができるリモートワーク環境の構築を推進したほか、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めた「グループ会社管理規程」の見直しを行いました。

また、グループのリスク情報の一元化、新型コロナウイルス感染症をはじめとしたパンデミックの発生や労働環境の変化への柔軟な対応、コンプライアンス・リスクマネジメントにかかる人材育成を目的に、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント体制の見直しを行いました。リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定を行っていくとともに、昨今の課題である新型コロナウイルス感染症や地震・風水害、ハラスメントや労働環境の変化等に対応する専門部会として「防災・パンデミック部会」「労働環境部会」を新設し、さらなる体制の強化に取り組みました。

- 2) 当社は、コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、公正取引、品質管理、情報セキュリティ、ハラスメント、防災・パンデミック等の各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図っております。

当期は、新型コロナウイルス感染症拡大に対して、グループ対策本部(本部長：代表取締役社長)を設置し、顧客、従業員及び取引先の安全確保を第一にして、感染状況の変化に応じた諸施策を策定・実施し、感染症の拡大防止に努めました。

また、ソーシャルメディアによる情報発信増加に伴うリスク防止のため、ソーシャルメディアポリシーの内容の見直しを行ったほか、昨年に引き続きハラスメント防止のための啓蒙や、労働関連法規の改正に関する取り組み方針等の情報共有化を図りました。

内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、その状況については、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しております。

財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、株式会社エイチ・ツー・オー商業開発及び株式会社エイチ・ツー・オー食品グループを全社統制の評価範囲に加え、両社における内部統制の整備・評価を新たに行うなど、当社グループ全体の統制状況の評価と、主に株式

会社阪急阪神百貨店、イズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスの業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたしました。

反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。

- 3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ13名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役及び内部監査担当として選任しております。

また、監査等委員と代表取締役の会合及び事業戦略、経営企画、財務、システム企画、総務、J-SOXのスタッフとの会合を定期的を実施するとともに、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュ・フロー、事業年度ごとの業績を勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本に、親会社株主に帰属する当期純利益、連結純資産、連結キャッシュ・フローの中長期の計画から総合的に判断して最適な成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の連結業績は、「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、百貨店事業を中心に業績に大きな影響を受け、親会社株主に帰属する当期純損益は大幅な損失となりました。この結果、当期の1株当たり年間配当額につきましては、25円といたします。

---

注. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>625,945</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>396,667</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>139,291</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>184,531</b>
現金及び預金	49,991	支払手形及び買掛金	48,996
受取手形及び売掛金	54,385	1年内返済予定の長期借入金	46,414
商品及び製品	21,546	リース債務	910
仕掛品	118	未払金	26,890
原材料及び貯蔵品	1,673	未払法人税等	1,678
短期貸付金	432	商品券	28,077
未収入金	7,025	賞与引当金	3,284
その他	4,378	役員賞与引当金	23
貸倒引当金	△ 261	ポイント引当金	1,854
<b>固 定 資 産</b>	<b>486,653</b>	店舗等閉鎖損失引当金	348
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>261,386</b>	資産除去債務	940
建物及び構築物	101,873	その他	25,113
車輛及び器具備品	11,700	<b>固 定 負 債</b>	<b>212,136</b>
土地	139,126	社 債	20,000
建設仮勘定	8,684	長期借入金	122,133
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>16,729</b>	リース債務	12,883
のれん	2,704	繰延税金負債	23,805
その他	14,024	再評価に係る繰延税金負債	266
<b>投資その他の資産</b>	<b>208,538</b>	退職給付に係る負債	12,839
投資有価証券	114,748	役員退職慰労引当金	172
長期貸付金	11,253	商品券等回収引当金	4,635
差入保証金	70,029	長期未払金	158
退職給付に係る資産	1,898	長期預り保証金	9,530
繰延税金資産	11,453	資産除去債務	3,193
その他	2,000	その他	2,517
貸倒引当金	△ 2,845	<b>(純資産の部)</b>	<b>229,277</b>
<b>合 計</b>	<b>625,945</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>192,763</b>
		資 本 金	17,796
		資 本 剰 余 金	92,633
		利 益 剰 余 金	85,065
		自 己 株 式	△ 2,732
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>35,370</b>
		その他有価証券評価差額金	38,668
		土地再評価差額金	124
		為替換算調整勘定	△ 960
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,462
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,138</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>4</b>
<b>合 計</b>	<b>625,945</b>	<b>合 計</b>	<b>625,945</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		739,198
売 上 原 価		527,294
売 上 総 利 益		211,903
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		216,342
営 業 損 失		4,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	371	
受 取 配 当 金	1,418	
そ の 他	3,272	5,062
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	848	
そ の 他	2,682	3,530
経 常 損 失		2,907
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	2,683	
違 約 金 収 入	366	3,049
特 別 損 失		
減 損 損 失	14,771	
新型コロナウイルス感染症による損失	5,353	
店 舗 等 閉 鎖 損 失	2,103	
固 定 資 産 除 却 損	1,944	24,172
税金等調整前当期純損失		24,030
法人税、住民税及び事業税		1,467
法人税等調整額		△ 706
当 期 純 損 失		24,791
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純損失		24,791

# 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	17,796	92,650	114,184	△2,899	221,732	
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△308	—	△308	
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,796	92,650	113,875	△2,899	221,424	
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△4,018	—	△4,018	
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△24,791	—	△24,791	
自己株式の取得・処分	—	△17	—	167	149	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	△17	△28,810	167	△28,660	
当期末残高	17,796	92,633	85,065	△2,732	192,763	

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	25,435	124	△1,128	△2,846	21,584	1,312	4	244,634
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△308
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,435	124	△1,128	△2,846	21,584	1,312	4	244,325
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,018
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	△24,791
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,233	—	168	384	13,786	△174	0	13,611
当期変動額合計	13,233	—	168	384	13,786	△174	0	△15,048
当期末残高	38,668	124	△960	△2,462	35,370	1,138	4	229,277

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>459,333</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>265,475</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>70,539</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>112,230</b>
現金及び預金	31,456	1年内返済予定の長期借入金	46,414
営業未収金	3,313	未払金	1,405
前払費用	83	未払費用	150
短期貸付金	23,044	未払法人税等	80
1年内回収予定の長期貸付金	14,590	前受金	154
その他	1,514	預り金	63,418
貸倒引当金	△3,463	賞与引当金	62
<b>固 定 資 産</b>	<b>388,794</b>	その他	544
<b>有形固定資産</b>	<b>35,492</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>153,245</b>
建物及び構築物	3,978	社債	20,000
車輛及び器具備品	2,815	長期借入金	121,286
土地	27,451	繰延税金負債	10,951
建設仮勘定	1,245	再評価に係る繰延税金負債	266
<b>無形固定資産</b>	<b>8,637</b>	退職給付引当金	9
ソフトウェア	8,264	関係会社事業損失引当金	478
施設利用権	18	長期未払金	15
ソフトウェア仮勘定	353	長期預り保証金	237
<b>投資その他の資産</b>	<b>344,664</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>193,858</b>
投資有価証券	87,958	<b>株 主 資 本</b>	<b>153,557</b>
関係会社株式	173,383	資本金	17,796
関係会社出資金	15,629	資本剰余金	92,918
長期貸付金	97,336	資本準備金	72,495
差入保証金	189	その他資本剰余金	20,422
長期前払費用	8	利益剰余金	45,574
その他	56	利益準備金	4,429
貸倒引当金	△29,898	その他利益剰余金	41,145
<b>合 計</b>	<b>459,333</b>	固定資産圧縮積立金	6,643
		別途積立金	44,054
		繰越利益剰余金	△9,552
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,732</b>
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>39,161</b>
		その他有価証券評価差額金	38,557
		土地再評価差額金	604
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,138</b>
		<b>合 計</b>	<b>459,333</b>

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
受 取 配 当 金 収 入	2,233	
グ ル ー プ 運 営 負 担 金 収 入	2,335	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	7,226	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,465	14,261
<b>営 業 費 用</b>		12,295
<b>営 業 利 益</b>		1,966
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	833	
受 取 配 当 金	1,408	
そ の 他	261	2,503
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	898	
匿 名 組 合 投 資 損 失	325	
そ の 他	253	1,477
<b>経 常 利 益</b>		2,992
<b>特 別 利 益</b>		
関 係 会 社 清 算 益	911	911
<b>特 別 損 失</b>		
関 係 会 社 投 資 等 損 失	25,327	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	73	
固 定 資 産 除 却 損	10	25,410
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		21,507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△ 24
法 人 税 等 調 整 額		△ 762
<b>当 期 純 損 失</b>		20,721

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

ト ピ ッ ク ス

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自 己 株 式	株 主 本 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,796	72,495	20,440	92,935	4,429	6,664	44,054	15,167	70,315	Δ2,899	178,147
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	Δ4,018	Δ4,018	—	Δ4,018
当期純損失(Δ)	—	—	—	—	—	—	—	Δ20,721	Δ20,721	—	Δ20,721
自己株式の取得・処分	—	—	Δ17	Δ17	—	—	—	—	—	167	149
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	Δ20	—	20	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	Δ17	Δ17	—	Δ20	—	Δ24,719	Δ24,740	167	Δ24,590
当期末残高	17,796	72,495	20,422	92,918	4,429	6,643	44,054	Δ9,552	45,574	Δ2,732	153,557

	評価・換算差額等				純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権	
当期首残高	25,323	604	25,928	1,312	205,389
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	Δ4,018
当期純損失(Δ)	—	—	—	—	Δ20,721
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	149
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,233	—	13,233	Δ174	13,059
当期変動額合計	13,233	—	13,233	Δ174	Δ11,530
当期末残高	38,557	604	39,161	1,138	193,858

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊與政元治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 成 本 弘 治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 弓 削 亜 紀 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政元治 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員	小西敏允	Ⓔ
社外取締役監査等委員	番尚志	Ⓔ
社外取締役監査等委員	中野健二郎	Ⓔ
社外取締役監査等委員	石原真弓	Ⓔ
社外取締役監査等委員	関口暢子	Ⓔ

以上

# 中華人民共和国の「寧波阪急」が4月オープン!

中華人民共和国浙江省寧波市にて7年の年月をかけて準備してきた「寧波阪急」が2021年4月に営業を開始しました。売場面積11万6千平方メートルで阪急うめだ本店の8万平方メートルを上回り、地下1階には当社グループの「泉屋」が出店しました。まさにH2Oリテイリンググループの総力を注いだ大プロジェクトです。

開業およそ1か月を経過し、来店客数約170万人、富裕層やファッション感性の高い層の来店により、特にラグジュアリーブランドが好調に推移、売上4億元と目標を5割上回る順調な滑り出しとなりました。

今後は阪急うめだ本店との連携でプロモーションコンテンツや顧客サービスを充実・強化し、中長期的には年間で売上高30億元を目指します。



寧波阪急の外観

## ■フロア構成

6F	屋上	エンターテインメント	大空間「慶典広場」	エンターテインメント
5F	レストラン			レストラン ジャパンフードホール
4F	スポーツ&メンズファッション			ライフスタイル
3F	レディスファッション		吹抜空間	ランジェリー 宝飾・雑貨 キッズエンターテインメント
2F	コスメ&ビューティサロン			シューズ バッグ グローバルファッション
1F	ラグジュアリー	通路		ラグジュアリー
B1F	フードエクスプレス	「阪急フードホール」	「泉屋」	キッズワールド デ일리雑貨 駐車場
B2F	駐車場			
B3F	駐車場			

## ■商業施設概要

施設名称	: 寧波阪急
商業延床面積	: 176,000㎡ (地上6階-地下1階)
テナント数	: 380店舗
運営会社	: 寧波阪急商業有限公司
投資額	: 30億人民元 (約500億円)



## ターゲット

1980年代、1990年代生まれを中心とする購買力の高い  
**知的ニューチャイナ**

## ストアコンセプト

百貨店の強みとSCの強みを併せ持つ  
**中国初の体験型**  
**“デパートメント・モール”**

## 店づくりの4つの柱

- ①ハイエンド&高感性ファッション
- ②上質で楽しい食スタイル
- ③体験とエンターテインメント
- ④ジャパンコンテンツ

## サステナビリティへの取り組み

イズミヤ  
河内長野店

### 公民連携による地域コミュニティ拠点 「イズミヤ ゆいテラス 河内長野」が 4月3日オープン

「イズミヤ ゆいテラス 河内長野」は、大阪府河内長野市とエイチ・ツー・オー リテイリング、イズミヤ河内長野店を運営するエイチ・ツー・オー商業開発の連携による地域コミュニティの拠点です。エイチ・ツー・オー商業開発が河内長野市と使用貸借契約を結び、同店4階に河内長野市社会福祉協議会などが入居しました。さらに、自習やテレワークに使用できるフリースペースや各種イベントが行える多目的スペースを設け、幅広い世代が気軽に立ち寄り、地域活動を支援できる場となることを目指します。



右：島田智明 河内長野市長  
左：荒木直也 エイチ・ツー・オー リテイリング社長



イズミヤ  
ゆいテラス  
河内長野

阪急  
うめだ本店

### 持続可能な食の未来を考える売場 「コミュニアルフードマーケット」が誕生

環境保全・地域創生・文化継承を理念に、未来へ伝えたいおいしいものを作り手と共に生み出し、新たな食へのアイデアや人々のつながりが日々生まれる売場が、3月31日に地下2階にオープンしました。中央の“コミュニアルテーブル”では、モノづくりの背景や物語、楽しみ方を知るイベントなども開催します。



## H<sub>2</sub>Oリテイリンググループの 一般財団法人H<sub>2</sub>Oサンタ 社会貢献活動を行う

H<sub>2</sub>Oサンタは、こども支援をテーマに、地域社会にチャリティーの文化を創造することを目的に、様々な社会課題とその解決に取り組む団体を地域の方にご紹介する活動を行っています。2012年の取り組み開始からみなさまにご協力いただき、支援の輪が広がっています。

### ◎合言葉は「誰もが誰かのサンタになれる。」

2020年度は新たにオンラインチャリティーイベントの実施や、こども支援現場のコロナ禍での困りごと、新しく始めた取り組みの動画を37団体分(1団体5分間程度)制作し、YouTubeでの配信を行いました。また、店頭での募金箱に加え、H<sub>2</sub>Oサンタのホームページからクレジットカード決済による寄付の受付も開始しました。

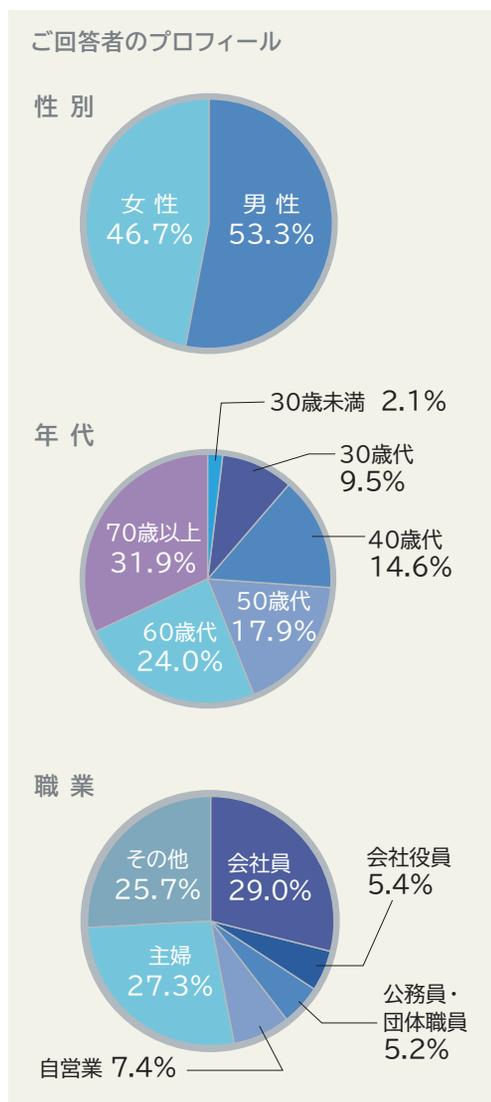


### 災害支援金 募金実施

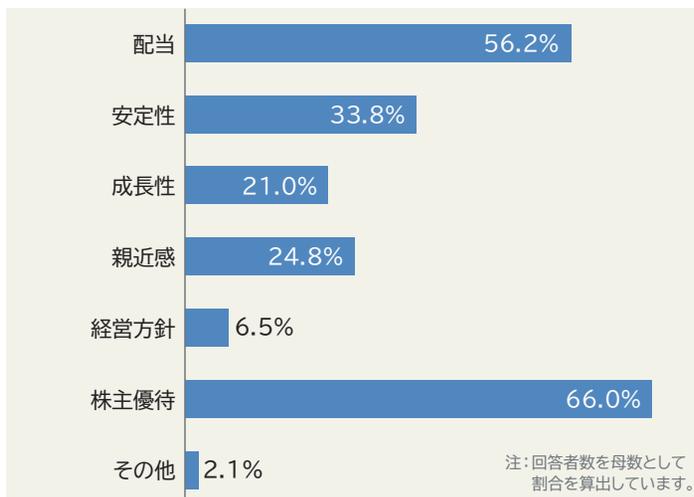
2020年7月に発生した豪雨災害被災地支援として、7月8日～7月21日の期間、阪急阪神百貨店、イズミヤ、阪急オアシス等グループ各施設にて募金を実施しました。お客様からの募金にH<sub>2</sub>Oリテイリンググループ各社及び従業員からの寄付金を加えた3,171,770円を社会福祉法人中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として寄付しました。

## 株主アンケート結果のご報告

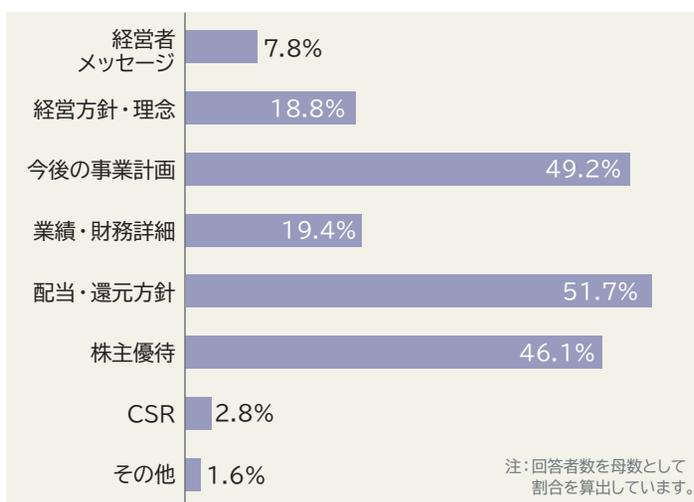
昨年11月に実施いたしました株主アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。  
 今回は、5,765通のご回答をいただきました。  
 アンケートの結果について、その一部を掲載させていただきます。



### ●H<sub>2</sub>O株式を継続保有するにあたり重視するもの



### ●当社について知りたいこと



※アンケートの結果やお寄せいただいたご意見・ご要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

## 株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月
- 期末配当金  
受領株主確定日 3月31日
- 中間配当金  
受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 特別口座  
口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
※旧イズミヤ株式の特別口座の口座管理機関は  
三井住友信託銀行株式会社となります。
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
〒541-8502  
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
TEL 0120-094-777 (通話料無料)  
※三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
TEL 0120-782-031 (通話料無料)
- 公告の方法 電子公告により行います。  
公告掲載URL  
<http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku>  
(ただし、電子公告によることができないやむを得ない  
事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

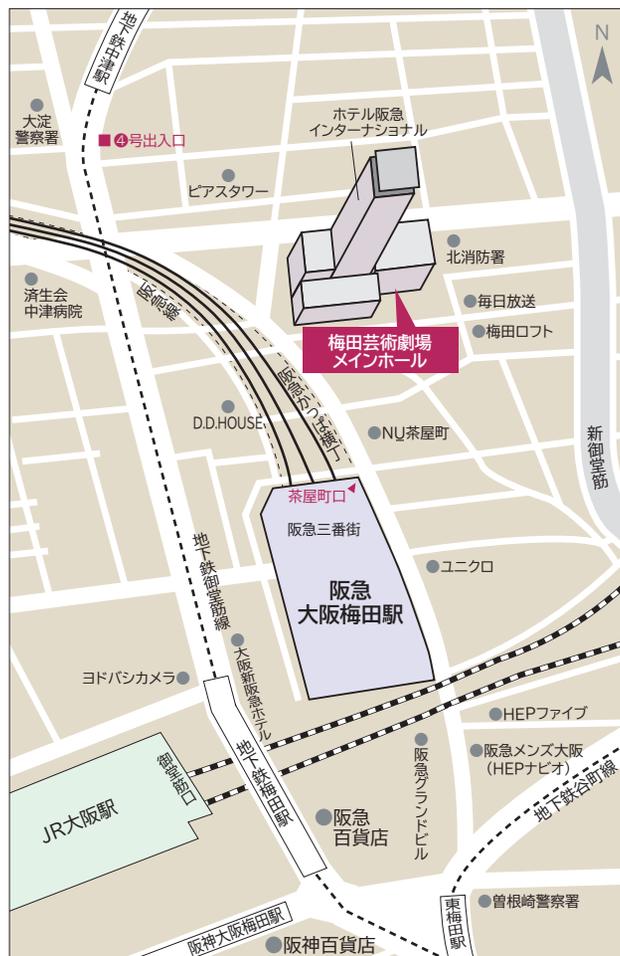
### ご注意

- (1) 株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。  
株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行(旧イズミヤ株式)につきましては三井住友信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。  
なお、三菱UFJ信託銀行(旧イズミヤ株式)につきましては三井住友信託銀行の本店でもお取次ぎいたします。
- (3) 配当金の口座振込のご指定につきましても、お手続きは、各口座管理機関を経由してお届けください。  
詳しくは各口座管理機関にお問い合わせください。
- (4) 未受領の配当金(旧イズミヤの株式に関する配当金を含む)につきましては、三菱UFJ信託銀行の本店でお支払いいたします。

### 《株主の皆様へのお知らせ》

当社では、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)にて開示させていただいております。

## 株主総会会場 ご案内図



会場名 梅田芸術劇場 メインホール

場所 大阪市北区茶屋町19番1号

○会場には駐車場・駐輪場がございませんので、  
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



UD FONT  
by TypeBank

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。